

各務原市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(令和5年7月4日決裁)

各務原市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年5月1日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童（同条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。）を扶養している者をいう。以下同じ。）又はその児童のより良い条件での就業又は転職を支援し、自立及び生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の親又はその児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、高等学校卒業者、大学入学資格検定合格者、高卒認定試験合格者その他の大学入学資格を既に取得している者は、対象としない。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けていること又は受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- (2) 支給を受けようとするひとり親家庭の親又はその児童の就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
- (3) 過去に給付金の支給を受けていないこと。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(対象講座)

第3条 給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）であって、市長が適当と認めたも

のとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、給付金の支給の対象としない。

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。
- (3) 合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(給付金の額)

第5条 対象講座を通信制講座で受講する場合の給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者本人（児童の場合にあっては、その親を含む。以下同じ。）が対象講座の受講開始のために支払った費用の40%に相当する額とし、10万円を上限とする。ただし、給付金の額が4,000円を超えない場合は、給付金を支給しないものとする。
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額から前号の給付金として支給した額を控除した額とする。ただし、前号の給付金と併せて12万5,000円を上限とし、当該金額が4,000円を超えない場合は、給付金を支給しないものとする。
- (3) 合格時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額とする。ただし、前2号の給付金として支給した額と併せて、15万円を上限とする。

2 対象講座を通学又は通学及び通信制講座の併用で受講する場合の給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講開始のために支払った費用の40%に相当する額とし、20万円を上限とする。ただし、給付金の額が4,

000円を超えない場合は、給付金を支給しないものとする。

(2) 受講修了時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額から前号の給付金として支給した額を控除した額とする。ただし、前号の給付金と併せて25万円を上限とし、当該金額が4,000円を超えない場合は、給付金を支給しないものとする。

(3) 合格時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額とする。ただし、前2号の給付金として支給した額と併せて、30万円を上限とする。

(対象講座の指定申請等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、受講しようとする講座の受講を開始する前に、当該講座を給付金の対象講座とする指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市が公簿等によって確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

(1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

(2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合に限る。)(8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、対象講座の指定の可否を決定するものとする。

4 市長は、対象講座の指定の決定を行った場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

5 市長は、対象講座の指定をしない決定を行った場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定却下通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

6 対象講座の指定を受けた者は、当該対象講座の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業指定講座受講中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（支給申請等）

第7条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付したひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書兼請求書（様式第5号。以下「支給申請書」という。）を、対象講座の受講を開始した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（1）前条第2項各号に掲げる書類。ただし、市が公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

（2）受講施設の長が、支給対象者本人が支払った経費について発行した領収書

2 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した支給申請書を、対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（1）前項各号に掲げる書類

（2）受講施設の長が、当該施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

3 合格時給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した支給申請書を、文部科学省が発行した合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に市長に提出しなければならない。

（1）第1項第1号に掲げる書類

（2）文部科学省が発行する合格証書の写し

（給付金の支給決定等）

第8条 市長は、前条の規定による給付金の支給の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、給付金の支給を決定した場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った

者に通知するものとする。

3 市長は、給付金の支給をしない決定を行った場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金不支給決定通知書（様式第7号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（給付金の支給）

第9条 市長は、前条第2項の規定により給付金の支給を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、給付金の支給の決定を受けた者が虚偽その他不正な行為により給付金の支給を受けたと認めるときは、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。